



港湾局の「公の施設」の指定管理者内定団体をお知らせいたします (海上公園・客船ターミナル・船舶給水施設ほか)

港湾局では、海上公園など公の施設における指定管理者を内定いたしましたので、お知らせします。

今後、12月開催予定の第四回東京都議会定例会の議決を得て正式に指定し、平成18年4月から指定管理者による管理を始めます。

1 対象施設 (各施設の内定団体は、別紙のとおりです。)

- 【海上公園】 東京港野鳥公園、若洲海浜公園、有明テニスの森公園、
東部地区公園グループ (18公園)、南部地区公園グループ (18公園)、
葛西海浜公園
- 【港湾施設】 客船ターミナル施設、船舶給水施設、
竹芝客船ターミナル・竹芝ふ頭公園
- 【漁港施設】 二見漁港

2 内定団体選定の経過

- (1) 公募期間 平成17年6月8日(水)～7月15日(金)
(公募を原則としつつ、一部の施設については特命)
- (2) 選定 外部委員を含む選定委員会で、提出された事業計画書等をもとに書類
審査(一次審査)、プレゼンテーション審査(二次審査)を行い、選定

参考 指定管理者制度について

*利用者の多様なニーズに応える質の高いサービスと、効果的・効率的な管理運営の双方を実現するための努力と工夫をこれまで以上に取り入れるため、多くの利用者が利用する公の施設の管理を委ねる団体を、監理団体だけでなく民間事業者やNPOからも広く募集することができる制度

【問合せ先】

- | | | | |
|---|--------|----------------|-------------|
| 1 | 海上公園関係 | 港湾局臨海開発部海上公園課 | 大塚・岡本 |
| | | (直通) 5320-5575 | (内線) 43-370 |
| 2 | 港湾施設関係 | 港湾局港湾経営部経営課 | 谷口・池田 |
| | | (直通) 5320-5541 | (内線) 43-210 |
| 3 | 漁港施設関係 | 港湾局離島港湾部管理課 | 齋藤・梶山 |
| | | (直通) 5320-5651 | (内線) 43-710 |

1 海上公園

(1) 東京港野鳥公園

ア 内定団体：日本野鳥の会グループ

(代表団体) 財団法人日本野鳥の会

(構成団体) 財団法人東京港埠頭公社

イ 指定期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

ウ 選定理由：野鳥の保護や自然環境の保全などについて高い専門的知識、豊富な実績を有するとともに、本公園の施設特性、運営実態をよく理解している。特に、質の高いサービスの提供と高水準の維持管理、自然観察プログラムをはじめとする多彩な企画や都民との協働事業、ボランティア育成事業など、東京港野鳥公園ならではの魅力の向上に向け、優れた提案がある。

エ その他：公募による選定（応募団体数：2 団体）

(2) 若洲海浜公園

ア 内定団体：若洲シーサイドパークグループ

(代表団体) 財団法人東京港埠頭公社

(構成団体) 株式会社ティアンドケイ

NPO 法人マリンプレイス東京

イ 指定期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

ウ 選定理由：公園内の各施設を良好に管理運営するためのノウハウと豊富な実績を有するとともに、本公園の施設特性、運営実態をよく理解している。ゴルフ場については、予約からプレー後までの一貫したサービスの向上や計画的受け入れ組数による高品質なコース水準の維持、公営ゴルフ場としてのジュニアなどに対する普及活動への積極的な取り組みがある。また、ヨット訓練所、海釣り施設についても、幅広いイベント企画の実施による施設の魅力向上、利用活性化に優れた提案がある。

エ その他：公募による選定（応募団体数：12 団体）

(3) 有明テニスの森公園

ア 内定団体：有明テニス・マネジメントチーム

(代表団体) 財団法人東京港埠頭公社

(構成団体) 社団法人日本テニス事業協会

イ 指定期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

ウ 選定理由：国際大会の運営やテニス事業の普及啓発などに優れたノウハ

ウを有するとともに、本公園の施設特性、運営実態もよく理解している。特に、日本有数のテニス施設としてのステイタス向上、幅広い層へのテニスの普及、施設の利用促進、活性化、効率的な施設運営に向けた優れた提案がある。

エ その他：公募による選定（応募団体数：4団体）

(4) 東部地区公園グループ（18公園）※1

ア 内定団体：埠頭公社・テレポートセンターグループ

(代表団体) 財団法人東京港埠頭公社

(構成団体) 株式会社東京テレポートセンター

イ 指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日

ウ 選定理由：地域ごと（臨海副都心、晴海地区、辰巳地区）の公園の立地環境、施設特性をよく理解し、特性を活かした質の高いサービスの提供、適正な維持管理を行う提案がある。特に、ビーチスポーツなどのイベント企画をはじめ、公園の特性を踏まえた魅力とサービスの向上について優れた提案があるほか、ボランティア育成事業、水域施設の管理にも積極性がある。

エ その他：公募による選定（応募団体数：7団体）

※1 東部地区公園グループに含まれる公園

①お台場海浜公園

②辰巳の森海浜公園

③晴海ふ頭公園

④新木場公園

⑤フェリふ頭公園

⑥春海橋公園

⑦青海中央ふ頭公園

⑧青海北ふ頭公園

⑨青海南ふ頭公園

⑩暁ふ頭公園

⑪水の広場公園

⑫有明西ふ頭公園

⑬辰巳の森緑道公園

⑭東八潮緑道公園

⑮青海緑道公園

⑯夢の島緑道公園

⑰新木場緑道公園

⑱シボルプロムナード公園

(5) 南部地区公園グループ（18公園）※2

ア 内定団体：日比谷アメニス南部地区（18公園）グループ

(代表団体) 株式会社日比谷アメニス

(構成団体) 日建総業株式会社

太陽スポーツ施設株式会社

株式会社エコルシステム

イ 指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日

ウ 選定理由：公園の管理運営についての実績を持ち、質の高い利用者サービスと施設の安全性、品質の向上に向けた積極性がある。

特に、「公園運営管理情報システム」の導入による計画的な維持、修繕、迅速な要望、苦情への対応や、スポーツスクール、健康講座をはじめとする施設の特性を活かした利用促進、活性化策などの優れた提案がある。

エ その他：公募による選定（応募団体数：7団体）

※2 南部地区公園グループに含まれる公園

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| ①大井ふ頭中央海浜公園 | ②城南島海浜公園 | ③品川北ふ頭公園 |
| ④品川南ふ頭公園 | ⑤川崎ふ頭公園 | ⑥みなとが丘ふ頭公園 |
| ⑦京浜島つばさ公園 | ⑧京浜島ふ頭公園 | ⑨城南島ふ頭公園 |
| ⑩東海ふ頭公園 | ⑪東海緑道公園 | ⑫京浜運河緑道公園 |
| ⑬昭和島北緑道公園 | ⑭昭和島南緑道公園 | ⑮大井ふ頭緑道公園 |
| ⑯大森緑道公園 | ⑰城南島緑道公園 | ⑱京浜島緑道公園 |

(6) 葛西海浜公園（隣接する建設局所管の公園と一体的管理を図るため、防災公園グループに含んで建設局が公募、選定）

ア 内定団体：財団法人東京都公園協会

イ 指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日

ウ 選定理由：都立公園に関する相当の知識・経験を豊富に有し、団体の能力は非常に高い。公園の特性をよく理解し、利用者に対する質の高いサービスの提供や適正な管理運営が図られ、良好に管理運営水準が確保されている。

エ その他：公募による選定（応募団体数：7団体）

2 港湾施設

(1) 客船ターミナル施設 ※3

ア 内定団体：財団法人東京港埠頭公社

イ 指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日

ウ 選定理由：客船ターミナル施設に関する相当の知識・経験を有し、団体の能力は非常に高い。当該施設が港と都民との交流拠点であることなど施設の特性をよく理解し、利用者に対する質の高いサービスの提供や適正な管理運営が図られ、良好に管理運営水準が確保されている。

エ その他：公募による選定（応募団体数：2団体）

※3 客船ターミナル施設

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ①晴海客船ターミナル | ②有明客船ターミナル | ③青海客船ターミナル |
|------------|------------|------------|

(2) 船舶給水施設 ※4

- ア 内定団体：財団法人東京港埠頭公社
- イ 指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日
- ウ 選定理由：船舶給水施設に関する相当の知識・経験を有し、団体の能力は非常に高い。船舶給水施設の特性をよく理解し、利用者に対する質の高いサービスの提供や適正な管理運営が図られ、良好に管理運営水準が確保されている。
- エ その他：公募による選定（応募団体数：2団体）

※4 船舶給水施設

- ①竹芝ふ頭船舶給水施設
- ②日の出ふ頭船舶給水施設
- ③芝浦ふ頭船舶給水施設
- ④晴海ふ頭船舶給水施設
- ⑤月島ふ頭船舶給水施設
- ⑥辰巳ふ頭船舶給水施設
- ⑦運搬給水施設

(3) 竹芝客船ターミナル・竹芝ふ頭公園

- ア 内定団体：埠頭公社・テレポートセンターグループ
(代表団体) 財団法人東京港埠頭公社
(構成団体) 株式会社東京テレポートセンター
- イ 指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日
- ウ 選定理由：施設の構造上の特殊性を適確に理解し管理運営できるとともに、船舶関係者をはじめとする施設利用者間の調整に高い能力を有している。また、利用者に対する質の高いサービスや施設の維持・管理も適切であるなど、良好に管理運営水準が確保されている。
- エ その他：特命による選定

3 漁港施設

(1) 二見漁港 ※5

- ア 内定団体：小笠原島漁業協同組合
- イ 指定期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日
- ウ 選定理由：施設の設置目的を正しく理解し、漁船と漁船以外の船舶の利用調整に高い能力を有している。また施設の維持・管理に関する実績や事業計画も適切である。
- エ その他：特命による選定

※5 指定管理者が管理を行うのは、二見漁港のうち、漁船以外の船舶に利用させるための一連の施設